



平成 25 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 大王製紙株式会社
代 表 者 名 取締役社長 佐光 正義
コード番号 3880 東証第一部
問 合 せ 先 執行役員総務人事本部長 林 賢二郎
TEL 03-3271-1442

北越紀州製紙の特別調査委員会設置要請に対する回答のお知らせ

平成 25 年 2 月 14 日付で、北越紀州製紙株式会社（以下「北越紀州製紙」といいます。）から、「大王製紙に対する特別調査委員会設置等の要請に関するお知らせ」が公表されましたが、当社は、当該公表前の平成 25 年 2 月 13 日に、同社に対し、書面をもってかかる特別調査委員会の設置をする必要がない旨回答しておりますのでお知らせ致します。当社の判断は、社外取締役及び社外監査役を含む全ての役員の同意に基づくものであります。その理由は以下のとおりです。

1. 当第 3 四半期連結会計期間における海外関連会社に対する投融資の損失処理につきましては、当社の監査法人にも確認のうえ、会計基準に則って適正に行ったものであり、北越紀州製紙及び同社の監査法人に対しても説明のうえ了解を得ているものです。
2. 当社において内部告発があったとの点につきましては、当社が告発者から数次の事情聴取及び社内調査をした結果、当社が既に改善を行ったものが一部に含まれていることを除き、告発された内容の大半が告発者の単なる私見、あるいは憶測による事実の裏付けのないものであることが確認されております。この点につきましては、告発先である関係各機関に既に報告済みです。
3. 川崎紙運輸株式会社（以下「川崎紙運輸」といいます。）による北越紀州製紙株式の買付けの件につきましては、社内調査、並びに弁護士による当社及び川崎紙運輸の役員を含む多数の関係者の事情聴取の結果、違法性はないことが確認されており、この点につきましては、既に関係当局にも報告済みです。

北越紀州製紙から当社に送付された書簡の内容が一部で報道され、また、今回のように、既に当社がその理由を説明のうえ特別調査委員会の設置が必要でないことを説明しているにもかかわらず、前記のような公表をなされた北越紀州製紙の意図が奈辺にあるか判然としませんが、いずれにしても、上記に述べましたとおり、株主一般の利益の観点からも多額の費用をかけて屋上屋を重ねる特別調査委員会を設置する必要はないものと考えます。

なお、当社は平成 23 年 10 月以来、外部公認会計士及び弁護士等の社外有識者、並びに当社の社外取締役が過半数を占める企業統治改革委員会を設置し、ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化・改善のために努力しているところであり、北越紀州製紙からのご指摘を待つまでもなく、引き続きその努力をしてまいります。

以 上